

＼ 個人事業主・会社役員のみなさん！ ／

# 小規模企業共済制度が退職後のゆとりある「生活」を応援します。

小規模企業共済制度とは、小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建等を図るための資金を、あらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。



**廃業時・退職時に、共済金を受け取れます。**  
受け取りは、一括・分割・併用のいずれかを選べます。



**共済金は税法上「退職所得扱い(死亡によるものは死亡退職金扱い)」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。**



**掛金は毎月1,000～70,000円。**  
**全額所得控除になります。**



**事業資金等の貸付制度が利用できます。(担保・保証人は不要)**  
**地震、台風、火災等の災害時にも、貸付を受けられる場合があります。**

## 加入できる方

個人事業主の「共同経営者」も加入できます。(個人事業主1人につき2人まで)

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をともに満たす方となります。

①「事業の経営において重要な意思決定をしている」 ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業では5人以下(宿泊業・娯楽業は除く))の個人事業主、共同経営者及び会社の役員
- 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員

## 毎月の掛金

■掛金月額額は1,000円～70,000円の範囲内(500円刻み)で自由に選べます。

○半年払や年払いもできます。○掛金月額は増額・減額出来ます。○掛金は加入された方ご自身の預金口座から振替えとなります。

■掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。1年以内の前納掛金も同様です。

■お預かりする掛金は、将来お受け取りいただく共済金等の原資に全額充当されます。

■掛金の全額所得控除による節税額一覧表

| 課税される所得金額 | 加入前の税額(a)  | 加入後の税額(b)   |             |             | 加入後の節税額(=a-b) |             |             |
|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|
|           | 所得税<br>住民税 | 掛金月額<br>1万円 | 掛金月額<br>3万円 | 掛金月額<br>7万円 | 掛金月額<br>1万円   | 掛金月額<br>3万円 | 掛金月額<br>7万円 |
| 200万円     | 309,600円   | 288,900円    | 252,700円    | 180,200円    | 20,700円       | 56,900円     | 129,400円    |
| 400万円     | 785,300円   | 748,800円    | 675,800円    | 544,000円    | 36,500円       | 109,500円    | 241,300円    |
| 600万円     | 1,393,700円 | 1,357,200円  | 1,284,200円  | 1,138,100円  | 36,500円       | 109,500円    | 255,600円    |
| 800万円     | 2,034,200円 | 1,994,100円  | 1,913,700円  | 1,753,000円  | 40,100円       | 120,500円    | 281,200円    |
| 1,000万円   | 2,806,000円 | 2,753,600円  | 2,648,700円  | 2,439,000円  | 52,400円       | 157,300円    | 367,000円    |

■所得税の確定申告書(B様式の例)

|                 |  |  |  |  |        |  |                        |
|-----------------|--|--|--|--|--------|--|------------------------|
| 医療費控除(①)        |  |  |  |  |        |  | 掛金金額36万円<br>(3万円×12カ月) |
| 社会保険料控除(⑫)      |  |  |  |  |        |  | 課税所得金額                 |
| 小規模企業共済等掛金控除(⑬) |  |  |  |  | 360000 |  | 400万円であれば              |
| 生命保険料控除(⑭)      |  |  |  |  |        |  | 109,500円               |
| 地震保険料控除(⑮)      |  |  |  |  |        |  | の節税!                   |

※1.「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※2.税額は、平成28年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については5,000円としています。

※3.節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。

(<http://www.smrj.go.jp/skyosai/simulation/>)

# 共済金の受取り

| 地位    | 共済事由   | A 共済事由  | B 共済事由   | 準共済事由  | 解約事由 |
|-------|--|---|--|--|------|
| 個人事業主 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎個人事業の廃止(※1)<br/>(注)複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件となります。</li> <li>◎個人事業主の死亡</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎法人成りし、その会社の役員に就任しなかった(※4)</li> <li>◎法人成りし、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く)(※4)</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎任意解約</li> <li>◎中小機構による共済契約の解除(12か月以上の掛金滞納等)</li> <li>◎法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった(※4)</li> </ul>                                 |      |
| 共同経営者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任(※2)<br/>(注)事業主が複数の事業を営んでいる場合は、そのすべての事業を廃止したことが条件となります。</li> <li>◎共済契約者の死亡</li> <li>◎共同経営者の疾病又は負傷による退任</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった</li> <li>◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎任意解約</li> <li>◎中小機構による共済契約の解除(12か月以上の掛金滞納等)</li> <li>◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員たる小規模企業者となった</li> <li>◎共同経営者の退任による解約</li> </ul> |      |
| 会社等役員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎会社等の解散<br/>(注)組織変更により会社を解散した場合は除きます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任(※3)</li> <li>◎会社等役員の死亡</li> <li>◎老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎会社等役員の退任(疾病・負傷・65歳以上・死亡・解散を除く)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎任意解約</li> <li>◎中小機構による共済契約の解除(12か月以上の掛金滞納等)</li> </ul>   |      |

※1 平成28年3月以前に「配偶者又は子へ事業を全部譲渡」したときは、共済事由が異なります。

※2 平成28年3月以前に「個人事業主の配偶者又は子への全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子へ事業を全部譲渡(共同経営者の地位の譲渡)」したときは、共済事由が異なります。

※3 平成28年3月以前に「疾病又は負傷以外の理由による退任」をしたときは、共済事由が異なります。

※4 平成22年12月以前に加入した個人事業主が、金銭出資により法人成りをしたときは、共済事由が異なります。(平成23年1月以降に共済事由が発生し、同一人通算・承継通算手続きをした方を除く。)

## ●掛金月額が10,000円の場合 例えば、掛金月額30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

| 掛金納付年数  | 掛金合計額      | 共済金A       | 共済金B       | 準共済金       | 解約手当金   |
|---------|------------|------------|------------|------------|---|
| 5年      | 600,000円   | 621,400円   | 614,600円   | 600,000円   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が、240カ月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。</li> </ul> |
| 10年     | 1,200,000円 | 1,290,600円 | 1,260,800円 | 1,200,000円 |   |
| 15年     | 1,800,000円 | 2,011,000円 | 1,940,400円 | 1,800,000円 |   |
| 20年     | 2,400,000円 | 2,786,400円 | 2,658,800円 | 2,419,500円 |   |
| 30年     | 3,600,000円 | 4,348,000円 | 4,211,800円 | 3,832,740円 |   |
| 税法上の取扱い |            | 退職所得扱い     |            |            | 一時所得扱い  |

※1 A・B・準共済金の額は源泉徴集前の共済金等の額です。したがって、掛金月額および契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。

## ●共済金の分割受取り額

| 分割受取り例                                |
|---------------------------------------|
| ○掛金月額3万円                              |
| ○掛金納付年数15年                            |
| ○共済金A(上表参照)                           |
| ○一括受取り額6,033,000円<br>(=2,011,000円の3倍) |

| 共済金の一括受取り額  | 10年分割(60回)  |             | 15年分割(90回) |             |
|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
|             | 2か月ごとに      | 受取総額        | 2か月ごとに     | 受取総額        |
| 3,000,000円  | 52,500円     | 3,150,000円  | 36,000円    | 3,240,000円  |
| 6,033,000円  | 105,578円    | 6,334,680円  | 72,396円    | 6,515,640円  |
| 10,000,000円 | 175,000円    | 10,500,000円 | 120,000円   | 10,800,000円 |
| 税法上の取扱い     | 公的年金等の雑所得扱い |             |            |             |

※1 共済金の分割受取り額については、源泉徴集前の金額を掲載しています。

お問い合わせ先

**倶知安商工会議所 中小企業相談所**

〒044-0032 虻田郡倶知安町南2条西1丁目14番地  
 TEL (0136) 22-1108 FAX (0136) 22-1109  
 E-mail kutiancc@seagreen.ocn.ne.jp